

年収の壁130万円超でも2年まで扶養に2023年10月から

2025年以降
大改正がある!?

年収の壁 対策セミナー

社会保険加入対象者の2024年10月改正で
社会保険加入者の範囲大幅拡大
(従業員101人以上から51人以上)

2024
7.26 [金] 14:00~16:00

今、様々なメディアで話題となっている「年収の壁」。103万円、106万円、130万円等、パート社員の年収に関する問題で、最低賃金を上げても配偶者との扶養関係を維持するために多くのパート社員が労働時間の調整を行っている現状があります。これが近年の人手不足の状況に逆行する動きとして社会問題にもなっています。本セミナーでは最新の法制度の確認はもちろん、政府がその対策として用意した被扶養者認定制度や助成金についてもわかりやすく説明しますので、是非この機会にご参加ください。



[講師]

孚(まこと)事務所 株式会社 代表取締役
社会保険労務士

い い だ よ し ひ ろ

飯田 吉宏氏

大学卒業後、20代後半まで呉服流通チェーン、中小法人向けノンバンクに勤務。在職時に職場で体験した労使トラブルをきっかけに労働法と人材育成の在り方に関心をもち、2000年に社労士資格を取得する。2004年独立起業。社員数5名のリフォーム会社から、100名の外資系医療機器メーカーまで15業態以上の労務管理指導を経験する。現在は社労士の知見に東洋哲学の視点を取り入れた人材・組織開発を得意とし、中小企業のリーダー・後継人材の育成、労務問題の解決支援に注力している。コンプライアンス・労務管理関連のテーマを中心に、商工会議所や法人会など各種団体での講演・セミナー講師も務めている。

主な講座内容

- 年収の壁とは (103万円・106万円・130万円・150万円・201万円)
- 社会保険の適用拡大と年収の壁問題の関係
- 政府が用意した最新対策の概要 (年収の壁・支援強化パッケージ)
 - ・キャリアアップ助成金の新コース
 - ・社会保険適用促進手当の標準報酬算定対象外
 - ・事業主の証明による被扶養者認定の円滑化等
- 今後取り組みたい実務対応のポイントほか

[会場] 青森商工会議所7階 研修室 (青森市新町1丁目2-18)

[受講料] **無料** (会員・非会員 問わず)

[定員] **50名** (先着順) ※定員になり次第、締め切り。

[対象] 中小・小規模事業者 (会員・非会員問わず)

《お申し込み方法》下記入力フォームからお申し込みください。

青森商工会議所ホームページの「セミナー」ご案内ページ ([https:// www.acci.or.jp/event/cat/seminar/](https://www.acci.or.jp/event/cat/seminar/)) から本セミナーのチラシをクリックし、必要事項をご入力の上お申し込みください。

※ご入力頂いた情報は本セミナーに関する運営のみに利用し、取扱いにつきましては個人情報保護法に則り、厳重に管理致します。

こちらの二次元バーコード
からもアクセスできます→

